

# 戸籍の記録事項証明書（戸籍謄抄本）を請求する方へ

戸籍謄本は、「本籍」のある市町村へ請求します。

請求することができる方は下記のとおりです。

## 1 請求することができる方

① 戸籍に記載されている本人、またはその配偶者（夫や妻）、その直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子供、孫など）。

② 自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方。

※例えば、兄弟姉妹が亡くなり、相続人となった方が兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合など。

請求する方は下記の事項を明らかにする必要があります。

- ・権利または義務が発生する原因となった具体的な事実及び権利、義務の概要について
- ・権利の行使または義務の履行と戸籍の記載事項の利用関係について

③ 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方

※例えば、死亡したAさんの兄、Bさんが、Aさんの遺産分割調停の申立てを家庭裁判所に提出する必要がある場合など。

請求する方は下記の事項を明らかにする必要があります。

- ・提出先となる国または地方公共団体の機関名及び必要となる理由について

④ 戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

※例えば、死亡した成年被後見人の遺品を遺族に渡すため、成年後見人であった方が、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合など。

請求する方は下記の事項を明らかにする必要があります。

- ・戸籍の記載事項を利用する具体的な目的と方法、及び利用する必要があることの具体的な事由。

## 2 請求者であることの確認書類について

- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・直系親族に当たる方が請求する場合、請求する戸籍に請求者の名前が記載されていない場合は、請求者と必要とする方の関係が確認できる戸籍謄本等。（コピー可）

※代理人が請求する場合は、上記の「請求できる方」が作成した委任状が必要となります。また、交付請求書の記載から、請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めるなど、追加の資料の提出を求める場合があります。